

令和 7 年 9 月 2 4 日
清掃・リサイクル部
管 理 課

令和 7 年 9 月 1 1 日の大雨における清掃所管の対応状況について

1 趣旨

令和 7 年 9 月 1 1 日の大雨における清掃所管の対応状況について報告する。

2 区内の浸水等の状況（令和 7 年 9 月 1 9 日現在の罹災証明発行件数）

- ① 床上浸水 1 3 2 件
- ② 床下浸水 7 件

3 災害ごみ収集等に関する対応状況

（1）災害ごみへの手数料免除措置・臨時の収集体制

通常、災害による家庭系粗大ごみ、家庭系臨時ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）については、申請に基づき手数料を免除して収集する措置を講じている。また、臨時の収集体制を講じて、可能な限り速やかに収集を行っている。

（2）特定エリアへの特例措置の適用

被害が広範囲に及んでいることが想定される地域について、清掃事務所に相談いただき、通常の家系系粗大ごみ・家庭系臨時ごみの手数料減免措置に加え、次の特例措置を講じることとした。

① 特例措置の対象エリア

玉川 2・4 丁目、瀬田 4 丁目、等々力 1～2・4～6 丁目、尾山台 1～3 丁目、玉堤 1～2 丁目、奥沢 1～8 丁目、玉川田園調布 1～2 丁目、東玉川 1～2 丁目

② 特例措置の内容

1	ごみ処理手数料の減免 手続の簡素化	通常は、減免申請書の提出・罹災証明書の確認が必要だが、清掃事務所による目視確認のみで対応することとした。
2	事業系粗大ごみ、臨時 ごみの区による無料 収集	事業系の粗大ごみ・臨時ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）を区で無料で回収することとした。 ※ 通常は事業系粗大ごみは区による収集の対象外 ※ 通常は事業系の可燃ごみ・不燃ごみは、小規模事業者が排出する場合のみ有料で収集している。
3	家庭系・事業系の家電 4 品目、パソコンの区 による無料回収	区で回収し、処理経費は区で負担することとした。 ※ 通常は家電リサイクルセンター等に申込み、費用は排出者が負担

③ 特例措置による対応件数（令和 7 年 9 月 1 9 日現在）

8 3 件